

利用適正化基本計画および利用の心得の今後の取り扱いについて

釧路自然環境事務所

○経緯

釧路自然環境事務所では、専門家、地域関係団体、関係行政機関からなる「知床国立公園利用適正化検討会議」を設置し、以下の利用適正化基本計画及び利用の心得を定めている。知床エコツーリズム戦略の策定に当たり、これらの既存の計画等の今後の取り扱いを検討する必要がある。

- ・「知床半島先端部地区利用適正化基本計画」（平成16年12月）
- ・「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」（平成17年9月）
- ・「知床半島先端部地区利用の心得」（平成20年1月）
- ・「知床半島中央部地区利用の心得」（平成21年1月）

○「利用の心得」の今後の取り扱い

利用の心得は知床国立公園を訪れる際のルールやマナーを定めたものであるため、特に中央部地区の利用の心得は一般的な禁止事項を設定している。よって、先端部、中央部ともに今後とも利用の心得の広報・周知を図る。

ただし、知床エコツーリズム戦略に基づく利用の心得の変更、廃止等の提案があった場合には、検討会議での議論を尊重し、変更等の必要な対応を実施する。

○「利用適正化基本計画」の今後の取り扱い

利用適正化基本計画は知床国立公園の主要な地点等におけるあるべき姿や守るべき利用のルール、管理運営などを定めたものである。特に中央部地区利用適正化基本計画には主要な地点での利用に関する基本的な方針が定められているため、次年度に改定を予定している「知床国立公園管理計画」に必要な内容を反映させたいうで、利用適正化基本計画は廃止する。

ただし、知床エコツーリズム戦略に基づき主要な地点等における利用に関する提案があった場合には、検討会議での議論を尊重し、知床国立公園管理計画の変更等の必要な対応を実施する。また、知床国立公園管理計画においても知床エコツーリズム戦略に基づく検討が優先である旨を明記する。

○知床国立公園の管理計画について

- ・地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するもので、地方環境事務所長が定める。
- ・管理の基本方針、風致景観及び自然環境の保全に関する事項、適正な公園利用の推進に

関する事項、公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項等について記載する。

- ・知床では、平成5年3月以降、見直しが行われていない状況。平成17年には世界自然遺産に指定され、「科学委員会」「地域連絡会議」が設置されるとともに「遺産地域管理計画」等の各種計画の策定が実施されている。その他、公園事業の執行状況、自然生態系や公園利用の状況等、平成5年以降大きく変化しているため、全体的な内容の見直しを行う。
- ・検討会を設置し、平成24年度中に改定を実施する予定。

(参考)

知床国立公園管理計画及び利用適正化基本計画における羅臼湖に関する記載内容

✓ 知床国立公園管理計画

- ・一部で踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。
- ・無制限な利用を防ぐため、今後とも入口標識の整備は行わないものとする。

✓ 知床半島中央部地区利用適正化基本計画

- ①高山帯の湿原群を巡るルートで、近年利用者が増加傾向にある。湿原植生の保護を最優先とし、静寂な雰囲気の中でより質の高いトレッキング利用による自然体験を提供する場所とする。
- ②羅臼湖歩道入口へのアクセス手法としてシャトルバス等の導入(羅臼温泉～知床峠～ホロベツ～ウトロ)と併せて専用停車帯等利用の安全対策及び横断道路での違法駐車対策、入口表示の手法等について検討を行う。
- ③近年、利用者が急激に増加しており、今後当該地の自然環境や体験の質に悪影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて一定の「利用ルール」の下でのコントロールされた利用の検討を行う。また、より質の高い自然体験を得ることができるガイドシステムについても検討を行う。
- ④羅臼湖歩道は、既存施設の破損箇所等の修復及び沿線の植生保護のために必要な整備や立入防止ロープ柵等により保護管理を行う。
- ⑤シーズンには定期的な巡視を行い、植生の保護状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、外来種の侵入状況のモニタリング及びその対策等についても検討を行う。